

豊島国際学生宿舎 入居申請に関するFAQ(よくある質問)

入居申請についてよくある質問をまとめたページです。(随時更新)

最終更新日:2024年10月2日

○申請資格について

質問	答え
東京で一人暮らしをしており、そこから所属学部・研究科までは1時間30分以内で通えるため、選考の対象とならないのか。	実家からの通学時間で判定します。 なお、独立生計者が配偶者と世帯を構えている場合等はそこからの通学時間で判定します。
学部後期課程進学内定者は入居対象者にはならないのか。	対象となりません。 入居時点で学部3年生以上の者が対象となります。
留年者は入居対象者にはならないのか。	対象となりません。 入居時点で(標準)修業年限内、もしくは入居時に新たに学部3年次、修士(専門職)1年次、博士1年次に入・進学する者が対象となります。

○申請書の提出について

質問	答え
申請期限までに全ての書類を揃えることができないが、申請は可能か。	入居申請の受付時に提出書類の不足がある場合、家計状況のわかる必要最低限の書類(所得証明書もしくは確定申告書の写しなど)がある場合のみ仮受付します。明らかに準備をせずに、必要書類を提出していない場合は不受理となります。なお、申請受付後に厚生チームから不足書類を提出するように指示された場合は、メールや電話での指示に従って提出してください。指定された期限までに提出できないことが判明した場合は、速やかに連絡してください。
申請者本人が海外にいる場合、どうすればよいのか。	国内に代理人を立てていただき、代理人を通じて申請を行ってください。

○課税証明書・確定申告書について

質問	答え
最新の課税証明書は〇月〇日にならないと発行できないと役所で言われたが、どうすればよいのか。	課税証明書は5月中旬～6月初旬に新年度のものが発行できるようになりますが、申請の際は新年度の証明書を待たず、【その時点で発行可能なもののうち、最新年度の課税証明書】を請求してください。
市区町村発行の所得証明書と確定申告書(源泉徴収票)はどちらも提出しなければならないのか。	どちらも必須の書類です。必ず両方を提出してください。
確定申告を行ったが、税務署の受領印(收受日付印)が押されている控えが無い。どうすればよいのか。	【e-Taxで申告した場合】 受付日時・受付番号の記載のある申告内容確認表【写】を提出してください。 【電子申告以外で申告した場合】 ・税理士の署名が記入されていれば、受領印無しでも構いません。 ・還付がある場合は還付はがき【写】、納税する場合は納税時の領収書等【写】をご提出ください。
申請者本人が一人暮らしをしていて父母と住所が異なる場合も、父母の所得に関する書類等は必要なのか。	別居をしている場合であっても、生計を同一にする世帯全員分(原則、父母(又は父母に代わって家計を支える者))の所得に関する証明書を提出してください。ただし、就学者、父母の税法上の扶養親族(扶養されている申請者本人を含む)は提出不要です。 ※父母の分は無収入でも提出が必要です。(非課税証明書)

○その他の必要書類について

質問	答え
申請者本人が一人暮らし(仕送りを受け、独立生計ではない)をしていて父母と住所が異なる場合、父母世帯だけではなく別途学生本人の住民票も必要なのか。	本人も含め世帯全員分の住民票を提出してください。
派遣雇用で勤務している場合、アルバイトの証明書や年収見込証明書は勤務先・雇用主どちらから証明を受ければよいのか。	証明者は勤務先・雇用主どちらでも構いませんが、担当者個人の署名や押印では認められません。必ず会社の印を押してもらおうよう依頼してください。

○独立生計での申請について(大学院学生のみ)

質問	答え
独立家計の条件とは何か。	次の①～④の全ての条件に該当している必要があります。 ①大学院学生で、所得税法上、父母等の扶養家族でない者。 ②本人(又は配偶者)に入居許可期間中について生活を営める安定的な収入があり、それに関する所得申告がなされ、所得証明書が発行される者。 ③本人(及び配偶者)の父母等と別居している者。 ④父母等(配偶者を除く)からの仕送りや援助を受けていない者。
独立生計者として申請する場合、申請書の家族情報の父母の欄は空欄でよいか。	書類の確認時に氏名等の情報が必要になりますので、省略せず記入してください。
独立生計者として申請する場合、申請書の家族情報の父母の所得に関する住民票や所得に関する証明書は提出しなくてもよいか。	独立生計者として申請する場合も、次の書類は提出してください。 ・父母等の住民票 ・最新の所得証明書 又は 課税証明書・非課税証明書(市区町村役所発行で、扶養親族について記載のあるもの) ・父母の最新の確定申告書(第一表及び第二表) 又は 最新の源泉徴収票 独立生計者として選考を行うか否かについては、実際の申請内容や提出書類の内容を検討し、総合的に判断します。
課税証明書の時点では父母の扶養に入っているが、この証明書を提出してよいか。新しい年度のを提出する必要があるか。	課税証明書時点で扶養に入っていたとしても、そのまま提出してください。新しい年度のもの取得する必要はありません。扶養から外れているかどうかは、源泉徴収票・確定申告書等で確認を行います。
独立生計者として申請を希望しており一人暮らしをしているが、住民票を実家から移していない。一人暮らしの住所に移す必要があるのか。	必ず基準日までに住民票を移してください。 基準日時点で父母等の住所から住民票が移されていない場合、仮に別居の実態があったとしても独立生計者とは認められません。 父母等と同一生計での審査となりますのでご注意ください。
父母の扶養家族でないことの証明のために、社会保険上の扶養家族でないことの証明書類(例えば健康保険証の扶養資格喪失の書類など)や扶養手当受給資格喪失の書類を提出してもよいか。	所得税法上 の扶養家族でないことが分かる書類の提出が必要です。そのため、社会保険上の扶養家族でないことの証明書類や扶養手当に関する証明書類の提出は認められません。
4月から定職(日本学術振興会特別研究員)に就くため独立生計者として申請したいが、2年前に収入が無かったため課税証明書が発行されない場合、どうしたらよいか。	収入が無く、課税証明書が発行されない場合は、非課税証明書を提出してください。(発行場所は賦課期日(1月1日)時点で住んでいた住所のある役所です)
学振特別研究員で研究遂行経費の取扱いを受けているが、何か証明書が必要か。	研究遂行経費に関する証明書は不要です。なお、家計評価額の計算においては研究遂行経費の計上有無に関わらず、月額20万円の給与収入として扱います。
昨年度は独立生計者ではなく今年度から独立する場合、独立家計調査書の昨年度の欄はどのように記載すればよいか。	昨年度の実態通り記入してください。(仕送りを受けて生活していた場合は仕送りの欄に金額を記入する等)

○その他

質問	答え
どれくらいの年収なら入居が許可されるのか。	学部・修士・博士などの課程により選考状況が異なるため一概には言えません。年収が同じであっても、世帯の人数、控除の有無(母子父子家庭、就学者・障害者の有無等)で家計評価額は大きく変動します。入居定員には限りがあり、生活困窮度の高い順に許可していくので、評価は相対的となり、入居許可の年収ラインは年ごとにも変化します。
これまでの応募者数や倍率はどの程度か。	倍率については公表しておりません。 宿舍空室状況により募集人員が異なるので、応募者数は参考にはなりません。また、豊島A棟と豊島B棟でも倍率が異なります。 なお、例年、豊島A棟の方が希望者が多い傾向にあります。

※電話での問合せは受付おりませんので、必ずメールでお問合せください。なお、問合せは申請者本人が、**学生証番号**と**氏名**をメール本文に明記のうえ、奨学厚生課厚生チーム宛てに行ってください。

■お問合せ先■

東京大学教育・学生支援部奨学厚生課厚生チーム
E-mail: kousei.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp